

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第18条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更について、京都府知事から都市計画の案の閲覧事務の依頼がありましたので、次のとおり公告し、当該案を閲覧に供します。

また、京都府土木建築部都市計画課において当該案を縦覧することができます。

平成19年2月13日

京都市長 梶本 頼 兼

1 道路の名称

1・4・9号久世橋線

2 都市計画を変更する土地の区域

南区東九条南石田町，上鳥羽勸進橋町，上鳥羽南苗代町及び伏見区深草勸進橋町の各一部

3 閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 閲覧期間

平成19年2月13日から平成19年2月27日まで

（都市計画局都市企画部都市計画課）